

(健 I 239)

令和 3 年 2 月 4 日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥



運動型健康増進施設の認定等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課長より本職宛別添のとおり連絡
がありましたので、ご報告申し上げます。

健 健 発 0 1 1 2 第 1 号

令 和 3 年 1 月 1 2 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



温泉利用型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第2号に掲げる健康増進施設（温泉利用型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（富山県国際健康プラザ（健康スタジアム））について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

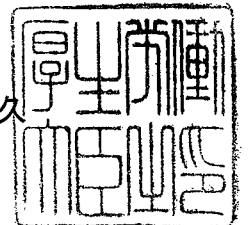
申請者 公益財団法人 富山県健康づくり財団
理事長 山崎 康至

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年11月6日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 富山県国際健康プラザ（健康スタジアム）
2. 施設の所在地 富山県富山市友杉151番地
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第2号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日まで

令和3年1月12日

厚生労働大臣 田村 憲久



健 健 発 0 1 1 5 第 2 号

令 和 3 年 1 月 1 5 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（エル・スポーツ彦根）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 エルスポーツ 株式会社
代表取締役 滝西 清吉

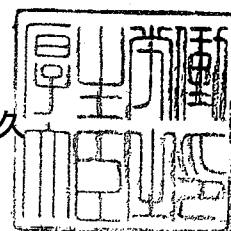
健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和3年1月7日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 エル・スポーツ彦根
2. 施設 の 所 在 地 滋賀県彦根市長曾根南町字三ノ坪477番地、478番地、
479番地
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和3年1月15日

厚生労働大臣

田村 憲久



健 健 発 0 1 1 9 第 1 号

令 和 3 年 1 月 1 9 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



温泉利用型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第2号に掲げる健康増進施設（温泉利用型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（クアハウス今治）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和13年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社
理事長 越智 博

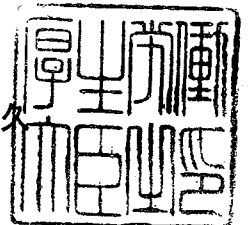
健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年12月1日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 クアハウス今治
2. 施設の所在地 愛媛県今治市湯ノ浦36番地
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第2号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和13年3月31日まで

令和3年1月19日

厚生労働大臣

田村 憲久





健 健 発 〇 1 2 7 第 2 号

令 和 3 年 1 月 2 7 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（トータルフィットネスクラブわらわら ふじみ野）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

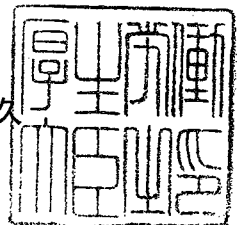
申請者 株式会社 わらわら
代表取締役 関口 良太郎

健康増進施設認定規程（昭和６３年厚生省告示第２７３号）第７条第１項に基づき、令和２年１１月１７日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 トータルフィットネスクラブわらわら ふじみ野
2. 施設の所在地 埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目１０番地３
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第２条第１号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和１２年３月３１日まで

令和３年１月２７日

厚生労働大臣 田村 憲久





健 健 発 0 2 0 1 第 1 号

令 和 3 年 2 月 1 日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 羽鳥 裕 殿

厚生労働省健康局

健康課長



運動型健康増進施設の認定の更新について

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第3条第1項に基づき、同規程第2条第1号に掲げる健康増進施設（運動型健康増進施設）として認定した施設で同規程第5条第1項の規定に基づく当該認定の別添の施設（豊島区立池袋スポーツセンター）について、同規程第7条第1項の規定に基づき、認定の更新を行いましたので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

なお、今回の認定の有効期限は令和12年3月31日となります。

認定の有効期間更新書

申請者 豊島区
区長 高野 之夫

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第7条第1項に基づき、令和2年11月19日付けで申請のあった認定の有効期間の更新については、次のとおりとする。

1. 施設 の 名 称 豊島区立池袋スポーツセンター
2. 施設の所在地 東京都豊島区上池袋2丁目558番1
3. 施設 の 種 類 健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する健康増進施設
4. 認定の有効期限 令和12年3月31日まで

令和3年2月1日

厚生労働大臣

田村 憲久

